

援農・就農支援農業技術習得研修「除草機械・トラクター等操作講習」 実施要領

1 研修の目的

労働力不足が懸念される担い手農家や農業法人に対し、援農希望者や就農予定の研修生等の派遣が想定されますが、そのような農業初心者が派遣先や研修先において、県内で普及が進んでいる先進農業機械・施設を安全かつ円滑に操作できる知識と技術の習得を目的に本研修を実施します。

三重県内で援農や就農を希望されている方、又は農業に従事若しくは農業法人へ就職したばかりで経験の少ない方で、除草機械やトラクター等先進農業機械の基本操作を身に付けたい方を対象に2日間の日程で開催します。

2 研修の内容等

(1) 研修日程「除草機械・トラクター等操作講習」

1日目 令和6年1月25日(木) 9:00~16:00

・農作業安全、トラクター・除草機械に関する知識習得と同機械の基本操作に関する講習

2日目 令和6年2月6日(火) 9:00~16:00

・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育カリキュラムに基づく講習

(2) 研修場所

三重県農業大学校教室・屋外会場(実習用水田等)

(3) 研修内容

1日目 ・講師：農業大学校指導職員

(午前) ○農作業安全(座学)

○各種除草機械操作(実技)

：各種除草機械による除草作業

(午後) ○トラクター操作(実技)

：基本操作説明、耕起作業等

：自動操舵機能付トラクター操作説明と操作

2日目 ・講師：安全衛生教育インストラクター(林災防)

(午前) ○刈払機に関する知識(座学)

(午後) ○刈払機を使用する作業に関する知識(座学)

○刈払機の点検及び整備に関する知識(座学)

○振動障害及びその予防に関する知識(座学)

○関係法令(座学)

(午後1時間程度) ○刈払機の作業等(実技)

3 受講対象者

18歳以上の三重県内在住者、またはU・I・Jターン希望者で、下記のいずれかに該当する方

- ・農業に関心があり、援農体験を希望する方。
- ・就農に向けて準備中、又は就農のための研修を実施中の方。
- ・農業法人等への就職就農を希望される方。
- ・新規就農、農業法人就職後で技術習得中の方。(3年未満が目安)
ただし、家庭菜園・趣味的農業の志向者は対象外とします。

4 受講料

5,000円/人(税込)(2日目のテキスト代は別途徴収)

受講料は別途送付する納入通知書により、指定期日までに納付して下さい。

なお、2日目のテキスト代金(2,750円/冊(税込))は、受講料とは別に研修開催日当日に徴収します。(当日欠席の場合でもテキスト代金は後日徴収しますのでご了承下さい。)

5 募集人員

10名程度

ただし、日程の2日目は、他研修受講者等を含んだ20名以内での実施を予定しています。

6 受講手続

(1) 申込期間

令和5年12月12日(火)～令和6年1月19日(金)

(2) 受講申込

別添「受講申込書」(様式1)を上記(1)の申込期間中に農業大学校農業ビジネス人材育成課まで郵送、持参又はFAX、E-mailで提出して下さい。

FAX、E-mailで提出された場合は、必ず確認の電話を入れて下さい。

受講申込書は、農業大学校ホームページからダウンロードしていただくことができます。

受講申込書の郵送を希望される場合には、84円切手を同封のうえ、封筒表書きに「援農・就農支援農業技術習得研修受講申込書郵送希望」とご記入のうえ、お申し込み下さい。

(3) 受講決定等の通知

受講対象者要件に照らし先着順に受付を行い、受講申込書の記載内容を確認のうえ、受講可否を決定します。

受講の許可を決定した方に対しては、研修開講日までに受講許可通知書を送付します。

7 研修に関する問い合わせ

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町530

三重県農業大学校農業ビジネス人材育成課

TEL 0598-42-1260

FAX 0598-42-5835

E-mail nodai@pref.mie.lg.jp

附則

1 この要領は、令和5年12月11日から施行する。

2 この研修は、令和2年度農業労働力確保緊急支援事業農業機械等導入事業で導入した農業機械・設備等を活用して実施するものである。